

令和4年5月30日

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）

サイバーセキュリティ戦略本部第33回会合の開催について

サイバーセキュリティ戦略本部（本部長：内閣官房長官）の第33回会合が持ち回り開催されたところ、その概要は以下のとおり。

1. デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）に対するサイバーセキュリティ戦略本部の意見（案）について（決定）

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第37条第8項において準用する同条第4項の規定及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）の作成に当たってのサイバーセキュリティ戦略本部の意見が決定された。

（別添）資料一式

※ 本日の会議資料は、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターの Web サイトにおいても公表する。（<https://www.nisc.go.jp/council/cs/>）